

検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査  
＜調査結果に基づく勧告の概要＞

総務省では、国の検査検定制度及び資格制度について、利用者の負担軽減を図る観点から、これら制度を所管する全府省を対象に調査を実施し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することといたしましたので、その概要を公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局規制改革等担当室

担 当：鶴間、小早川

電話（直通）：03-5253-5440

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

# 調査の背景と勧告事項

## 背景

- 国が法令等に基づき設けている検査検定制度・資格制度の利用に当たっては、手数料等の納付や申請書類の提出などの金銭的・手続的な利用者の負担が伴う **資料1 (p1)**
- これら制度に係る事業（検査、試験、講習等）の実施主体の多くを占める公益法人に対しては、負担軽減等の視点に立った徹底的な見直しが求められているところ（「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）等）
- さらに、これら制度に係る手数料等の引下げ、申請手続の簡素化等の負担軽減を求める国民からの意見要望多数  
（①内閣府の「国民の声」・②総務省のホームページ・③総務省が全国で行った実地調査⇒意見総数644件）
- また、制度利用者の金銭的・手続的な負担の実態は必ずしも明らかでない状況

## 主な勧告事項

- 1 手数料等の適正化の推進
- 2 会計処理の適正化の推進
- 3 申請手続の負担軽減等の推進
- 4 指導監督の徹底

【勧告先】内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 調査の概要

- 調査対象機関：  
制度所管府省、事業実施主体である公益法人（142法人）
- 調査実施時期：  
平成22年7月～23年10月
- 調査対象制度：  
全体の3分の1に当たる139制度（332事業）を実地に調査  
〈内訳：検査検定制度（31制度（87事業））・資格108制度（245事業）〉  
〔調査対象制度は、全447制度（検査検定制度134制度・資格313制度）のうち、国民からの意見要望等を踏まえて抽出〕  
**資料2 (p2～4)** **資料3 (p5～6)**
- 主な調査事項：
  - ① 手数料等の設定状況
  - ② 公益法人における会計処理の状況
  - ③ 申請手続の実施状況 等
- 動員局所：  
管区行政評価局 全局（7局）  
四国行政評価支局  
沖縄行政評価事務所  
行政評価事務所 1事務所

# 1 手数料等の適正化の推進

## 背景事情等

- 公益事業は、対価の引下げ等により収支の均衡を図り、必要な額以上の利益を得ないこと  
⇒ 上記を踏まえた積算根拠による手数料等の設定が必要  
＜「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)＞ **資料5①② (p9、10)**
- 公益法人が行う委託等事業(※1)の手数料は官庁が決定し、推薦等事業(※2)に係るものは過大な収益とならないよう法人が決定  
(※1) 法令等で定める事務を国以外の法人に制度的に行わせるもの  
(※2) 法人独自の事務を法律に基づく制度・仕組みに取り込むもの  
＜「公益法人に対する検査等の委託に関する基準」(平成8年9月20日閣議決定)、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)＞ **資料5①③ (p9、11)**
- 所管府省は委託等事業に係る手数料等の積算根拠をインターネットで公開  
＜「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)＞ **資料5③ (p11)**
- 手数料等の積算根拠の明示や引下げ等を求める国民からの意見が約4割(意見総数644件中259件)  
**資料4 (p7)**

## 調査結果

- 約半数の事業において手数料等の妥当性を検証できる積算根拠がない(175事業)
  - ・ 検査検定制度：31法人41事業
  - ・ 資格制度：56法人134事業
- 約4割の制度において手数料等の設定が不適切となっている(51制度)
  - ・ 手数料等を実費より高く積算しているもの(4制度)
  - ・ 収入超過で剰余金が毎年度発生しているにもかかわらず、手数料等を据え置いているもの(6制度)
  - ・ 試験科目を免除しながら手数料等から割引を行っていないもの(24制度)
  - ・ 講習では使用しないテキスト、高額(2万2,000円)なテキスト、インターネット等で入手できる法規等の情報を掲載したテキスト、価格を表示していないテキストの代金を受講料に含めて徴収しているもの(17制度)
- ほぼ全ての事業において積算根拠の公開が不十分となっている(331事業)
  - ・ 委託等事業については、積算根拠の公開義務があるにもかかわらず、公開していない(26事業)又は公開内容が不十分(68事業)：95事業中94事業
  - ・ 推薦等事業については、積算根拠の公開義務はないが、利用者側からみれば、受益者負担の観点から手数料等を納付することは委託等事業と同じであり、手数料等の妥当性が検証できるようその公開が必要と考えられるところ、積算根拠を公開していない(203事業)又は公開内容が不十分(34事業)：237事業中237事業

報告書  
P26  
38～43

報告書  
P26～28  
49～99

報告書  
P28～29  
100～110

【上記事例に係る制度の受験者数等(21年度)】3検査検定制度約184万件・29資格制度約150万人

## 勧告要旨

- ① 手数料等の積算根拠がないものについてはその妥当性を検証すること
- ② 不適切な設定となっている手数料等については速やかに改善措置を講ずること
- ③ 手数料等の積算根拠について公開を徹底すること

報告書  
P29～31

## 2 会計処理の適正化の推進

### 背景事情等

- 公益事業は、収支の均衡を図り、必要な額以上の利益を得ないこと  
⇒ このためには事業ごとの区分経理を適切に行うことが必要  
＜「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）＞  
**資料5①②（p9～10）**
- 委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類（「支出明細書等」）を作成し、インターネットで公開すること  
＜「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）＞  
**資料5③（p11）**
- 内部留保（※）は、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な範囲（内部留保率30%程度以下）  
（※）内部留保率＝内部留保額（資産額－基本財産－公益事業基金－運営固定資産－引当資産等－負債相当額）／（事業費＋管理費＋事業に不可欠な固定資産取得費）  
＜「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）＞  
**資料5①（p9）**
- 特に引当資産（※）については、法人の運営上、将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確にされているものに限る  
（※）法人の内部留保から減算できるものであり、また、将来必要な特定の支払いのために独自に積み立てを行うことができる資産  
＜「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＞  
**資料5④（p12）**

### 調査結果

- 約半数の事業において区分経理が未実施で、手数料等の妥当性の検証ができない（155事業）
  - ・ 検査検定制度：18法人26事業
  - ・ 資格制度：36法人129事業**報告書 P 112 119～123**
- 約8割の事業において事業収支の内訳が分かる支出明細書等を公開していない（260事業）
  - ・ 検査検定制度：45法人61事業
  - ・ 資格制度：70法人199事業**報告書 P 112～113 124～129**
- 法人の内部留保から減算できる引当資産が不適切となっている（23法人の36資産・合計121億円）
  - ・ 「建物整備積立資産」（1億円）や「事務所整備積立資産」（約2,000万円）名目でありながら、具体的な整備計画がなく資産を積み立て続けているもの
  - ・ 「運営引当特定資産」（2億5,000万円）という名目で、用途を明確にしないまま、資産を積み立て続けているもの**報告書 P 113～114 135～138**

### 勧告要旨

- ① 事業ごとの収支状況が分かる支出明細書等を作成するなど区分経理を適切に実施すること
- ② 事業の収支状況をインターネットで公開すること
- ③ 不適切な積立てとなっている引当資産を見直し、これを踏まえた手数料等の引下げを行うこと

報告書  
P114

### 3 申請手続の負担軽減等の推進

#### 背景事情等

- 政府関連公益法人が実施している事務・事業について、国民の負担軽減等の観点からの徹底的な見直し、情報公開・提供の徹底等  
(「政府関連公益法人」：国家公務員出身者が役員等に在籍する公益法人)  
<「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)> **資料5⑤ (p13)**
- 申請手続の負担軽減などに関する国民からの意見が約6割(意見総数644件中385件)  
**資料4 (p8)**

#### 調査結果

- 約1割の制度において申請手続が不適切となっている(16制度)
  - ・ 不必要な卒業証明書(中学校卒業の証明書)を求めているもの(2制度)
  - ・ 提出する書類(構造図、構造計画概要書等)について過剰な部数を求めているもの(3制度)
  - ・ 一度提出した書類で、更新時の提出書類として省略の余地のあるもの(3制度)
  - ・ 願書の郵送受付を認めず窓口受付に限定しているもの(1制度)**報告書 P 139~140 152~170**
- 約1割の制度において資格取得要件等が不適切となっている(13制度)
  - ・ 毎年同じ内容の講習の受講を義務付けているもの(2制度)
  - ・ 関連する他の資格を有する等により、資格者として必要な知識を既に修得しているにもかかわらず、受験科目の免除を行っていないもの(2制度)
  - ・ 任意の登録(資格者名簿)でありながら、未登録者が不利益的取扱いを受けているもの(1制度)
  - ・ 法令に基づく免状とは別に携帯用の免状の交付を受けることを求めているもの(1制度)
  - ・ 受験者数が減少しているなど制度の見直しが必要なもの(4制度)**報告書 P 140~141 171~190**
- 約4割の制度において利用者への配慮が不十分となっている(50制度)
  - ・ 繁忙期に試験を行うため、受験料を納めながら受験を辞退する者が多数となっているもの(1制度)
  - ・ 割引条件等の情報提供が不十分なもの(2制度)
  - ・ 義務ではない講習を必須であるかのように案内しているもの(2制度)**報告書 P 141~143 191~200**

【上記に係る制度の受験者数等(21年度)】8検査検定制度約4,500件・21資格制度約90万人

#### 勧告要旨

- ① 申請手続や資格取得要件等が不適切となっている制度や受験者数が減少している制度については見直しを行うこと(申請手続の簡素化、資格取得要件の緩和、制度の統廃合等)
- ② 利用者への配慮を徹底すること(試験実施時期の見直し等)

報告書 P 143~144

## 4 指導監督の徹底

### 背景事情等

- 各府省は、所管する公益法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施  
＜「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人関係閣僚会議申合せ）＞ 資料5⑥ (p14)
  - 主な検査事項
    - ・ 法人役員の選任は適切に行われているか
    - ・ 理事会等は適切に開催されているか。
    - ・ 事業の区分経理がなされ、収支が明確になっているか
    - ・ 収支状況は適切（収支均衡）か
    - ・ 多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用していないか
    - ・ 手数料は適切（実費相当）か、必要な見直しは行われているか
    - ・ 法人の役員報酬等は民間の給与水準等からみて適切なものとなっているか 等
- ＜「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成10年12月4日同申合せ）＞

資料5⑦ (p15)

### 調査結果

- 所管府省による立入検査が不十分となっている（調査対象法人の約3割に当たる38公益法人）
- 所管府省が立入検査を実施している場合であっても、今回当省が把握した事項についての指摘は皆無

報告書P  
202、206

### 勧告要旨

- ◎ 所管府省は、当省作成の「自己点検表」を活用するなどし、所管公益法人等に対する立入検査を徹底すること

資料7 (p22~25)

報告書P  
202~203